

災害時等の競技会中止に関するガイドライン

千葉県体操協会

本協会は、急増する自然災害に備えて、競技会(以下「大会」)の参加選手・関係者の安全を最優先に配慮し、大会中止等の判断基準として、以下のガイドラインを作成します。今後、このガイドラインをもとに自然災害が発生、または発生が予測される場合について大会中止等の対応を行います。

1. 大会等中止の判断結果の告知について

- ・大会の中止等の判断結果は、「開催前日の午後 3 時まで」を目途に参加団体へ連絡（電話およびメール）します。

2. 大会中止基準について

- ・本協会は大会運営にあたり、「選手・大会関係者への安全」を最優先に配慮し、大会当日または前後において、台風等の荒天による競技環境の悪化、交通機関の混乱等に伴い安全確保が見込めないと判断した場合に、競技内容の変更または大会中止を発表します。
- ・また、その判断は以下の基準を目安とし、開催地(市町村)の情報を参考に本協会会長および理事長が最終判断を行います。

大会中止基準（中止の目安）

- ① 開催地に警報※1（大雨、強風、洪水、大雪）または特別警報※2 が発令されたとき。
または予想されるとき。
- ② 開催地に直接に影響する地震が前日、あるいは当日に発生し被害が発生したとき。
- ③ 上記①の特別警報または警報が発令されていない場合でも、会場が浸水・崩壊等の被害が出ているとき。
- ④ 開催地に被害が発生し、会場が避難先になっているとき。
- ⑤ 被害が他の地域で発生し、開催地または近隣地域に直接的な影響がない場合でも、交通機関の乱れにより大会に参加することが困難な場合、または参加することにより二次災害のおそれがあると予想されるとき。
- ⑥ 大会の競技役員および審判員の確保が困難で、大会運営に重大な支障を来すと判断されたとき。
- ⑦ 感染症流行時、厚生労働大臣よりフェーズ 5 ※3 の宣言が行われたとき。

※1)警報、※2)特別警報については【参考資料・資料 1】を参照。

※3)「より大きな集団感染の発生と、世界的大流行に繋がる危険性がある」ことを意味する。

3. 大会の代替について

- ・原則、大会の代替は行いません。大会が中止となった場合は、その大会の代表枠等は本協会の強化委員会にて原案を作成し理事会にて承認することとする。

4. 大会の参加料の返金

- ・原則として大会の全日程、部分的に中止のいずれの場合も、参加料の返金はしないことを原則としますが参加料が当日徴収かつ会場キャンセル料などが発生しない場合については徴収しないこともあります。（但し、代替措置を行った場合は参加料の振替をします）

5. その他 ・会場と自宅までの往復経路における事故等に関しては、本協会は一切の責任を負いません。
 ・参加選手・大会関係者は、事前に各自スポーツ傷害保険、旅行保険等に入ることを推奨する。

<参考資料：>

資料 1. 警報と特別警報

(1) 警報とは

- ・警報とは、重大な災害が発生する恐れのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では 7 種類の警報を公表していますが、本協会の催事等に影響すると思われる気象の種類は、次の通りです。

種 類	発表基準
大雨警報	大雨によって、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続されます。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生 するおそれがあると予想したときに発表されます。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

(2) 特別警報とは

- ・特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。気象庁では 6 種類の特別警報を発表していますが、本連盟の催事等に関係するであろうと思われる気象の種類は以下の通りです。 * 種類（大雨特別警報 暴風特別警報 大雪特別警報）

資料 2. 災害情報の情報収集

- ・気象庁観測データの基準値超過や注意報・警報の発令情報や防災関連情報等は、以下のリストからの入手することができます。

1. 情報収集

- (ア) 気象情報 ① 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
 ② 日本気象協会 <http://www.jwa.or.jp/>
- (イ) 河川情報 ① 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
- (ウ) 道路状況 ① 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
- (エ) 地震情報 ① 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
 ② 日本気象協会 <http://www.jwa.or.jp/>

*本ガイドラインは令和 3 年 10 月 1 3 日より適用する。